

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会  
会 長 本 木 隆



#### 令和元年度福祉施策等の要望について（提出）

本会の事業運営につきましては、日頃格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の地域福祉を取り巻く環境は、急速な少子高齢化により家族間の支え合いや地域でのつながりが弱まるとともに、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の社会保障や福祉政策による対応のみでは解決することが難しい状況となっています。

このような状況を踏まえ、政府は2040年を展望した社会保障・働き方改革の検討の中で、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となるため、包括的な支援のための新たな仕組みとして「丸ごと相談（断らない相談）の実現」、多様な担い手の参画による「地域共生に資する取組の促進」、「高齢者も障害者も利用できるサービスの推進」について検討を進めていくこととしており、今後さらに地域共生社会の実現に向けた取組が重要となってきます。

また、深刻な介護人材不足への対応のためこの4月に外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法が施行されるとともに、10月には介護職員処遇改善加算が拡充され、福祉人材の確保・定着に向けた取組が推進されておりますが、恒常的な福祉人材の不足の解消にはほど遠い状況であり、介護ニーズに沿ったサービスの提供に大きな影響が生じています。

さらに、近年は地震や集中豪雨等による大規模災害が頻発し、それに伴い災害発生時における要支援者への対応を行うための災害派遣福祉チーム派遣に向けた各種の協議が行われておりますが、派遣時における活動費用負担や、協力法人並びに派遣スタッフの確保、チーム受け入れに当たっての市町村の受援体制の構築等の課題が指摘されており、その課題に対応するための派遣体制の構築が急務となっています。

このような状況を踏まえ、下記のとおり要望しますのでよろしく申し上げます。

#### 記

##### 1 地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会への支援について

「地域共生社会」を実現するためには、地域住民そして市町村社協をはじめとする関係機関が連携し、包括的な支援体制の構築に向け、積極的に行動して行くことが必要です。

なかでも、市町村における地域福祉推進の中核機関である市町村社協は大きな役割を果たして行くことが期待されておりますが、組織規模等が異なるとともに、その運営費の財源の多くを市町村からの委託や補助金に依存している現状があり、組織体制及び財政基盤の強化は重要な課題となっております。

つきましては、市町村社協に包括的支援を担う地域福祉コーディネーターの配置及び福祉活動促進のための各種活動等に対し安定財源としての国庫補助制度の創設等について国に対し要望していただくようお願いします。併せて、県としても市町村に対し市町村社協への支援の働きかけをお願いします。

##### 2 市町村地域福祉計画の策定促進等について

改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、計画策定が努力義務化されましたが、県内の市町村地域福祉計画の策定状況は、全国平均75.6%に対して62.8%（令和元年7月現在）となっており、全国平均を大きく下回っている状況です。

また、市町村社協が中心となって策定する地域福祉活動計画は、市町村地域福祉計画の策定がベースとなることから、策定率は60.0%に留まる現状であり、地域福祉の推進を図る上で両計画の策定を一層促進することが不可欠です。

つきましては、地域共生社会を見据えた地域福祉活動を進めるため、全市町村において市町村

地域福祉計画が策定されるよう、市町村に対し助言願うとともに、市町村社協の地域福祉活動計画との連携や一体的取組を図るよう助言していただきますようお願いいたします。

### 3 福祉・介護人材の確保について

厚生労働省発表の第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数については、2025年度末には約245万人が必要とされ、今後約55万人程度の介護人材を確保する必要があるとされています。

また、平成30年度の養成校への入学者が6,856人（前年比402人減）、定員充足率44.2%となっており、福祉系の学校に進学を希望する方々が少なくなっていることに加え、養成施設数も平成25年度から減少を続けており、慢性的な人材不足に拍車がかかっている現状です。

さらに、福祉人材の確保定着に向け介護報酬への加算措置が行われるなどの取組が行われておりますが、恒常的な福祉人材の不足の解消にはほど遠い状況であり、介護ニーズに沿ったサービスの提供に大きな影響が生じています。

つきましては、現行の加算措置による処遇改善措置を改め、介護報酬や障害者自立支援給付費等の基本報酬として組み入れるとともに、さらに柔軟な運用を可能するなど、人材確保施策の一層の推進を国に強く要望していただくようお願いいたします。また、県として具体的な支援策を講じるよう要望いたします。

### 4 大規模災害時における福祉支援体制の整備について

近年、地震や記録的な集中豪雨等による大規模災害が頻発し、被災した高齢者や障害者等の災害時の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあります。

このため、厚生労働省では平成30年に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定し都道府県を中心に一元的な都道府県内のネットワークの構築を図ることとして、災害福祉支援ネットワーク事務局の設置等について基本的な考え方を示したところです。

宮城県内においては、国のガイドラインに先立って本会が事務局の体制を担う体制下での取組がスタートし、現在、災害派遣福祉チームの派遣に向けた県と協団法人との協定締結やチーム員養成が進められておりますが、今後想定される大規模災害に備え、県災害対策本部との円滑な連携の促進、さらには協団法人が安心して職員を派遣できるようにするためにも、ガイドラインに沿って県が強力な指導力を発揮して体制を整備することが求められております。

つきましては、災害時の福祉支援体制の整備について、県が主体となり県の主導による事務局体制の整備や受援体制の整備を進めていただくようお願いいたします。

### 5 東日本大震災における被災地支援の継続について

東日本大震災から8年が経過し、応急仮設の入居戸数が約80戸まで減少するなど、現在は多くの被災者が災害公営住宅等での生活が送れるようになりました。

これまで、沿岸被災市町では生活支援相談員やライフサポートアドバイザー等を配置し、新たな生活環境でのコミュニティ構築に向け支援してきましたが、被災者が地域住民の一員として定着していくためには更なる支援活動が求められています。

また、阪神・淡路大震災などこれまでの大規模災害の経過から、災害公営住宅の入居後においても多数の孤独死や自死が発生しているとの統計があり、この孤立を防ぐためにも住民同士の交流、住民同士が支え合っているための基盤づくりが必要となってきます。

これらの現状を踏まえて、東日本大震災復興支援期間10年の経過後（令和3年度以降）も関連した事業の継続のための財源支援及び活動支援をお願いいたします。

### 6 各種団体からの要望等

各種団体からは、別紙のとおり要望がありましたので、必要な施策と財政支援の実施をお願いいたします。

令和元年度要望提出団体一覧

	団体名・提案部署	要望・提案事項
1	社会福祉法人仙台市 社会福祉協議会	「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について
2		生活福祉資金相談等体制整備事業補助金の増額及び早期の事務費補助金交付について
3	社会福祉法人栗原市 社会福祉協議会	生活安定資金の措置期間、償還期間の見直しについて
4	社会福祉法人石巻市 社会福祉協議会	生活福祉資金貸付に係る相談員並びに財源確保について
5		日常生活自立支援事業における職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について
6	宮城県 知的障害者福祉協会	重い障害のある方の『欠席保障』について
7		『移動支援事業』について
8		特定事業所加算の見直し
9		福祉型障害児入所施設の18歳以上の入所利用者の移行先確保に向けた課題
10		グループホーム入居者の体調不良による一時的短期入所の取扱いについて
11		共同生活援助事業所における入居者の通院介助に関する加算の要望について
12		重度高齢化に伴うグループホームの住居設備等に関して
13		障害者支援施設の重度高齢化における役割と負担について
14		就労継続支援B型事業における報酬改定の影響について
15		食事提供体制加算について恒久的制度として位置付けの継続した実施について
16		福祉人材確保・処遇改善について
17	公益財団法人宮城県視 覚障害者福祉協会	災害時の要援護者避難支援プランについて
18		復興に於ける都市整備、外出支援について
19		福祉有償運送制度における外出支援について
20	宮城県精神障がい者 家族連合会	「心の病、精神疾患」を学ぶ「心の病学習会」開催における支援について
21		精神障害者も身体・知的障害者と同等にJR、バスなど交通運賃割引制度の適用を求める運動について
22	公益社団法人認知症の 人と家族の会 宮城県 支部	障がい者トイレなどの設置見直しについて
23		認知症サポーター養成講座の強化について
24	宮城県児童館・放課後 児童クラブ連絡協議会	児童館への理解と、児童館職員の処遇改善について
25	社会福祉法人宮城県 社会福祉協議会	地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会への支援について
26		市町村地域福祉計画の策定促進等について
27		福祉・介護人材の確保について
28		大規模災害時における福祉支援体制の整備について
29		東日本大震災における被災地域支援の継続について
30		働き方改革関連法の施行に伴う委託費等に係る所要経費の確保及び適正な補助金等の交付等について
31		大規模災害時における社会福祉協議会活動(ボランティア活動支援)に対する財政支援について
32		大規模災害時の生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例措置の見直しについて
33		日常生活自立支援事業の制度の見直しと財源確保について

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から  
宮城県への要望

## 【項目】

生活福祉資金相談等体制整備事業補助金の増額及び早期の事務費補助金交付について

## 【現状】

- 平成 30 年度の本会における生活福祉資金貸付事業の体制整備に係る予算は、県及び県社協からの補助だけでは足りず、自主財源を充当せざるを得ない状況であった。
- 令和 2 年度以降は、市町村社協等の事務費における貸付原資取崩額充当の取り扱いについて見直しが行われることが予想されるため、予算確保が不透明な状況となっている。
- 平成 27 年度以降、生活福祉資金貸付事務費補助金の交付時期が例年に比べて遅れたことで、民生委員児童委員の実費弁償費の執行が年度末間際となり、地区民児協の年度末会計処理の遅れにつながるなどの影響がでている。

## 【課題】

- 平成 29 年度と比較し、本事業の相談件数及び貸付件数ともに増加傾向にあり、このような状況の中で予算確保ができなければ、令和元年度以降貸付相談員が配置できず、貸付業務遂行等が事実上困難となる。
- 全社協が平成 31 年 3 月に作成した生活福祉資金貸付事業「業務運営の手引き」にも示されているように、貸付相談員は、相談業務を通して、相談者が抱える様々な課題に気付き、生活困窮者自立相談支援機関との連携や他制度へつなぐ役割をもっており、今後増々重要となる。このような役割を担うには初期面接や制度に対する問合せ等の段階で様々な知識やスキルが求められ、契約職員という臨時的な雇用形態では負担が大きく、短期間での離職にもつながっている。
- 生活福祉資金貸付事務費補助金の交付時期の遅れは、地区民児協の会計処理への影響に加え、民生委員児童委員との協力、信頼関係に支障が生じる可能性がある。

## 【要望事項】

### ○生活福祉資金相談体制整備事業補助金の増額

本会では、区事務所の総合相談機能を活かし、複合的な課題について包括的な支援に向けた体制づくりを進めている。貸付相談員の業務は、生活困窮者支援はもとより様々な課題を抱える方の支援への第一歩となることから、配置職員をすべて嘱託職員とし、相談窓口の強化を図りたく、予算増額について、国や県に強く働きかけていただきたい。また、宮城総合支所では保健福祉業務拡大として、平成 30 年度に生活保護に関する業務を開始したことから、宮城支部管内の相談に対応するため、宮城支部事務所に貸付相談員を配置するよう、その予算についても確保していただきたい。なお、確保できない場合には、他区事務所から人員を充てることができるようにしていただきたい。

(参考)

- ・平成 31 年度予算要望 合計 9 名分 28,778,310 円/年※ (H30.9.7 県社協あて要望数字)

内訳 嘱託職員 1 名 3,197,590 円/年×9 名 (市本部 2 名, 青葉区 2 名, 他区支部各 1 名)  
=28,778,310 円

- ・令和 2 年度予算要望 合計 9 名分 28,800,054 円/年※R1 嘱託職員をもとに試算

内訳 嘱託職員 1 名 3,200,006 円/年×9 名 (市本部 2 名, 青葉区 2 名, 他区支部各 1 名)  
=28,800,054 円

○生活福祉資金貸付事務費補助金の交付時期

特に民生委員実費弁償費について、平成 26 年度以前と同様の時期 (7 月下旬) にしていただきたい。

## 【項目】

「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について

## 【現状】

本会では、仙台市との連携のもとで、東日本大震災による被災者を支援するために平成 24 年度から「地域支えあいセンター事業」を立ち上げ、被災者の生活環境等の変化に応じて関係機関や団体と連携しながら課題解決に向けた様々な支援活動を行っておりますが、被災者が地域住民の一員として定着していくためには継続した支援活動が求められており、地域における支えあいの体制づくり、特にコミュニティの活性化に向けた支援が喫緊の課題となっています。

## 【課題】

市内の復興公営住宅入居世帯については、時間の経過により心身の健康状態の悪化や、家族構成の変化などにより、社会的孤立が懸念される高齢者世帯が増加するなど、新たな課題も顕在化していることから、訪問活動を継続し、支援が必要な世帯をより確実に行政や地域の見守り主体につなげていく必要があります。

また、復興公営住宅自治会等地域のコミュニティは徐々に形成されつつあるものの、自治会活動の担い手不足や活動が停滞するなど基盤の脆弱なところが多く、住民主体によるコミュニティづくりやその活性化に向け、継続した支援も必要となっています。さらに、市内のみなし仮設住宅入居世帯については、他県・他市町村の一律延長世帯・特定延長世帯のみとなりますが、各世帯が新たな住まいに円滑に転居できるよう、個別ケースに応じた支援を継続していく必要があります。

## 【要望事項】

令和 2 年度は、上記の現状・課題により、生活支援相談員等による孤立防止や生活再建のための活動の継続が求められることから、事業展開に必要な生活支援相談員の配置等のための財源確保を要望するものです。

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会から  
宮城県への要望

## 【項目】

### 生活安定資金の措置期間、償還期間の見直しについて

#### 【現状】

- ・ 生活安定資金の措置期間は貸付日から2ヶ月、償還期間は措置期間後、1年以内となっています(貸付日から1年2ヶ月以内)。
- ・ 貸付額は、原則5万円、必要に応じ7万円までです。
- ・ 償還については、一括償還と月賦償還とありますが、多くは、月賦での償還となっています(例：5万円の借入れで毎月5,000円の10回払い)。しかし、期間内での償還が困難な世帯も生じています。

#### 【課題】

- ・ 貸付対象が低所得世帯であるため、毎月の償還するお金の工面がそもそも難しい状況であり、貸付後、家族が病気や怪我に見舞われることもあり、期間内での償還が難しくなるといった課題があります。

#### 【要望事項】

- ・ 低所得世帯への貸付であることから、世帯の状況に合わせた、措置期間、償還期間を現状より長く設定し、無理のない償還ができるようよう要望します。
- ・ 設定期間として、措置期間を4ヶ月、償還期間を1年8ヶ月(貸付日から2年以内)に設定できるよう要望します。(例：5万円の借入れで毎月2,500円の20回払い)。

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から  
宮城県への要望

**【項目】**

日常生活自立支援事業における職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について

**【現状】**

日常生活自立支援事業を実施している石巻市，東松島市，女川町の石巻地域については，平成21年4月より，宮城県社会福祉協議会から基幹的社協として石巻市社会福祉協議会が事業を委託され実施している。

現在，嘱託職員の専門員3名で石巻地域を担当しているが，県内でも利用者が多いほか，事業範囲が2市1町と広範囲にわたり，その支援に時間を要することと併せ，利用者も増加している。また，直接支援を行う生活支援員の員数が少ない現状にある。

**【課題】**

自己決定能力が低下している方が対象者であることから，専門的知識が必要であり，職務内容も嘱託職員の業務範囲を超えていると思われる。

また，震災の影響を含め，今後も対象者は大幅に増加する可能性があり，直接支援を行う生活支援員の増員には，ボランティア精神に頼らざるを得ない事業のあり方が課題である。

**【要望事項】**

日常生活自立支援事業の基幹的社協として，2市1町と広範囲な地域を担当している特殊性と，年々増加する利用者に対応するため，専門員3名の正規職員化と生活支援員の採用支援は，今後の事業継続のために必要不可欠である。この事業実施体制の見直しと財源確保を要望するもの。

**【項目】**

生活福祉資金貸付に係る相談員並びに財源確保について

**【現状】**

東日本大震災で被災した世帯に対する特例の貸付事業については、現在、宮城県社会福祉協議会の助成を受け、昨年度は生活福祉資金貸付相談員3名を配置していたが、今年度は1名の配置となった。復興9年目を迎え、生活福祉資金貸付相談員の配置は難しくなっていると聞く。

このような状況において、本市は平成31年3月31日現在、緊急小口資金貸付件数は、1,578件と被災した低所得世帯への生活復興支援資金20件を債権として管理している。

**【課題】**

特例の貸付事業は専門性があることと、その償還期間が10年を超えるものもあり、また、阪神淡路大震災時の貸付では、現在もその事務が継続をしていることから、東日本大震災による貸付についても長期にわたることが予想される。

宮城県内で最大の被災地である石巻市については、従来の特例事業（介護事業含む）と併せて、震災復興に係る事業も実施していることから、現在の職員体制では、生活福祉資金貸付事業に対応することは大変厳しい状況にある。

**【要望事項】**

今後も、同様の生活福祉資金貸付相談員の配置は不可欠あると考えており、現状維持の職員体制で事業推進ができるよう財政的支援の継続を要望するもの。

宮城県知的障害者福祉協会から  
宮城県への要望

**【項目】**

重い障害のある方の『欠席保障』について

**【現状】**

要医療的ケアの方を含む『重度心身障害』と呼ばれる方は、体調管理や予防的観点からの欠席など長期の欠席の可能性が非常に高い。特に肺炎などの疾患による入院の場合は数か月単位で長期にわたる場合もあります。

**【課題】**

要医療的ケアの方を含む『重度心身障害』と呼ばれる方は、体調管理や予防的観点からの欠席など長期の欠席の可能性が非常に高い。特に肺炎などの疾患による入院の場合は数か月単位で長期にわたる場合もあります。

**【要望事項】**

事業を安定的に継続することは事業者の責務であると考えます。それはとりもなおさず事業指定を行なう行政の責任でもあります。『欠席する』という判断がその後の体調管理に大きく影響し、一旦疾患にかかると重篤化しやすい『重い障害』のある方については、『月〇〇まで』といった範囲で『欠席保障』の仕組みを仙台市・宮城県単独で構築していただきたい。

## 【項目】

『移動支援事業』について

## 【現状】

地域生活支援事業の『移動支援事業』を利用する方は、休日に比較的長時間にわたってサービスを受ける場合が多い状況にあります。

## 【課題】

- ① 多くの自治体で『移動支援(身体介護なし)』の報酬単価設定が『居宅介事業』とかけ離れている状況です。事業所によっても当然異なりますが、概ね2時間を超える利用を受けた場合、ヘルパーに支払う賃金が事業所に入る報酬を上回ります。
- ② 『移動支援(身体介護有り)』であっても、概ね5時間を超える利用については同様に賃金が報酬を上回ります。

このような状況では、当然事業所の運営が不安定になり、事業の継続性が担保できません。こうしたことから『移動支援(身体介護なし)の利用者を受入れない』あるいは『長時間の利用を制限する』事業所が出てくるのが懸念されます。

## 【要望事項】

障害の軽重に関わらず社会参加・移動自由を保障する観点からも、上記の課題の改善に向けて取り組む必要性があると考えます。地域生活支援事業は『各市町村が柔軟に運営するもの』とされていることから、各自治体において早急な検討・改善が図られることを要望いたします。

**【項目】**

特定事業所加算の見直し

**【課題】**

支援の質の向上と効率的化を図るために一定期間(3ヶ年)に限り特定事業所加算の要件が緩和され、事業所が段階的に体制整備を図れるようになっていきます。

しかし、現状では特定相談支援事業所等に相談支援専門員が一人しか配置されていない事業所も多く、業務の効率化が図りにくいため事業所経営が難しい状況にあります。宮城県におけるセルフプラン率は他県に比べ高い状況にあり、より一層特定相談支援事業所の体制整備が求められています。

**【要望事項】**

特定相談事業所が自立支援協議会等を通じたの取り組みの中で、質を担保することで評価をするなど、特定相談支援事業所の質の担保の評価基準緩和と現行の事業所が継続した事業が行われるよう一定の期間(3ヶ年)に限り整備されている特定事業所加算ⅢⅣの継続をお願い致します。

**【項目】**

福祉型障害児入所施設の 18 歳以上の入所利用者の移行先確保に向けた課題

**【現状】**

児童福祉法の改正により、「福祉型障害児入所施設で生活をしている 18 歳以上の利用者は平成 30 年 3 月末までに障害者を対象とする支援サービスに移行しなければならない」とされましたが、平成 29 年 3 月の厚生省主幹課長会議で平成 33 年 3 月末まで延長されたが、その後が未確定です。

**【課題】**

18 歳以上の入所者の移行は、平成 33 年 3 月まで経過措置が延長されることになりましたが、その後もスムーズな移行先確保の担保がなければ、福祉型障害児入所施設における加齢児の滞留化は根本的には解決しません。

一方、県内の福祉型障害児入所施設の定数が 60 名であり、最近では精神病棟のマンツーマン支援を必修とする障害児の入所希望もあり、対応に苦慮している状況です。

**【要望事項】**

- 障害児の移行先の整備に必要な補助金等の予算措置の継続及び拡大。
- 精神疾患が強く、施設における集団生活が困難なケースの受入れに係る環境整備(個室等の居室確保・受入れ医療機関の確保)と人的配置の施策実施をお願い致します。

**【項目】**

グループホーム入居者の体調不良による一時的短期入所の取扱いについて

**【課題】**

グループホームの入居者が体調を崩すなどの諸事情によりバックアップ施設で保護した場合、短期入所等のサービスが支給できないため、施設側の人的負担や利用者の精神的負担が大きい状況にあります。事業所として、対象の施設と私的契約で短期入所を利用する対応を行ったが、利用者の経済的負担が大きいのが現状です。

**【要望事項】**

夜間体制のあるホームを除き、自立型(巡回対応)では、緊急時のために支給上限(3～5日ひと月)程度の短期入所利用の支給を制度化していただきたい。

※障害区分に応じて、環境等に応じて算定根拠や上限は必要と思われる。

**【項目】**

共同生活援助事業所における入居者の通院介助に関する加算の要望について  
東北地区の種別会議（地域支援部会）でも東北6県すべての部会長から共通した話題  
（課題・議題・要望）がでている。

**【現状】**

グループホーム支援（介護サービス包括型）の入居者の通院支援においてその頻度や通院に係る負担（車両走行距離、携わる人員、要する時間）が非常に大きく、包括型としての加算以上の経費等を要してる現状。

**【課題】**

1. 通院は、ほぼ毎日で複数人の入居者の通院（定期通院、検査、体調不良、精神科等）を行っており、業務の大きな負担となっている。
2. 日中の支援において、複数の職員配置を行っている。
3. 都市部を除き、総合病院までの距離があり、時間的な負担が大きい。
4. 事業所によっては通院専門の人員配置をしないと通常の人員配置が難しい。

**【要望事項】**

1. 通院に関する実績を報告することで、それに相応する経費の補填を望む
2. 通院における人員配置の加算を望む。
3. 通院における車両燃料費及び車両リースに係る加算を望む。

## 【項目】

重度高齢化に伴うグループホームの住居設備等に関して

## 【現状】

グループホームは年々増加している状況にはありますが、高齢重度の方々が地域で暮らし、安心した生活を維持するためには、快適に暮らしていくためのバリアフリー化の生活環境の改善が必要です。また、高齢重度に伴い、消防法、建築法の基準では、区分4以上が入居しているグループホームは、スプリンクラーの設置義務が生じてきます。一部補助整備費の金額はありますが、多額の自己資金が必要となる事案も発生している状況です。

## 【課題】

地域移行推進を掲げているのに対し、グループホームの報酬単価は下がっています。また、建築法や消防法の規制が厳しくなり、グループホームには自火報設置と一定条件のもとスプリンクラーの設備が義務付けられています。

今後、新たなホームを開設する際、既存住宅の活用の改修工事等により、家主に断られることも考えられる事から地域移行が消極的となる恐れがある状況です。

100㎡以上の床面積の住宅をグループホームとして使用する場合、建設確認申請が必要となりますが、改修工事が必要となるため事業開始を難しくしてしまう状況にあります。また、グループホーム入居者の高齢化に伴い、バリアフリー化の一般住宅では、現在の国の特別給付費による家賃補助では生活が厳しい状態です。

## 【要望事項】

一般住宅をグループホームとして、使用する場合、建築確認申請が必要となりますが、改修工事が必要となるための面積条件に関する規制緩和や地域で安心・安全に暮らしを営むためにも、入居者の所得保障が必要です。また、バリアフリー化の整備やスプリンクラー設置には出費がかさみ、益々地域で暮らすことが難しくなっている状況にあります。

現在の生活を維持して行くためにも設置工事等に関しては補助金など特別な措置をお願い致します。

## 【項目】

障害者支援施設の重度高齢化における役割と負担について

## 【現状】

障害者支援施設における利用者の重度・高齢化に伴い、生活環境の在り方や支援方法を含め大きな課題となっています。宮城県リハビリ支援センターが行った調査報告書(平成27年4月1日)によると、県内の障害者支援施設23ヶ所(当協会の会員施設と同じ)の利用者状況では65歳以上が全体の3割を占め、70歳以上については1割をこえています。支援区分については区分5と区分6で6割近くになっているとの事です。報告書では認知症についても調査しており、医療診断10名、施設が判断した人が33名との調査でしたが、現在は、それを上回る数値になっている状況です。また、重度・高齢化に伴う日常生活の課題として、食事形態・排泄・移動に課題を感じているとまとめられています。

この報告からもわかるように、障害施設における重度・高齢化については、今も進んでいることは間違いのない事実です。知的障害者の場合は早期に退行が進み、高齢になるほど、これまでできていたことができなくなったり、病気入院などにより機能低下がおきたり、認知症の症状が見られたことで、支援度が高くなるためハード面・ソフト面を含めて、利用者・支援職員が安心して生活できる環境を整えていくことが必要です。

## 【課題】

- 既存の建物をバリアフリー化するための改修に多額の費用が必要となります。
- 予防やリハビリを含め、日常生活において専門的に支援ができる職員の確保が必要
- 認知症の高齢者が多くなってきた場合の夜間職員の確保が難しく、夜勤職員を増員して利用者安心・安全を確保する必要があります。
- 65歳以上の利用者の介護保険との兼ね合いや特別養護老人ホームへのスムーズな移行整備が必要です。

## 【要望事項】

障害支援施設の利用者の重度化・高齢化は今後も急速に進んでいくことが予想されることから、日常生活において機能低下を防ぐことや予防のための取り組み等施設環境にも配慮が必要になります。ソフト面では、健康管理や病後ケアのための看護師の増員配置、機能低下の予防のためにリハビリを担う専門職員の配置、ハード面では、利用者が移動や転倒防止のためのバリアフリー化など、利用者が安心・安全に生活出来るよう、施設環境の整備や支援のために(夜間職員の増員確保)必要な人員配置出来るよう更なる報酬単価の引き上げをお願い致します。

また、本人の意向や必要に応じて介護保険サービスと障害福祉サービスの併用がスムーズに出来るように併せてお願い致します。

**【項目】**

就労継続支援 B 型事業における報酬改定の影響について

**【現状】**

報酬改定により、就労系のサービスでは、就労定着の実績や平均労働時間、平均工賃額等の成果によって基本報酬が変わる制度となっていますが、特に就労継続支援 B 型で事業運営に厳しい影響が見られる状況です。重度化や高齢化が進む状況もあり、福祉的就労の場として、利用される方々のさまざまな働き方、参加の仕方を支援するなかで、生産性を上げることにより、高い平均工賃月額を実現していくことは容易ではありません。

また、一般就労に結び付けることについても、時間が必要であり困難な場合も多く、加算を取得することも難しい現状にあります。

**【課題】**

- 利用者の方々の特性やペースに応じた支援、活動をおこなっていても、高工賃を達成しなければ基本報酬がさがってしまい、支援方針や事業運営に大きな影響を及ぼしかねません。
- 現状の報酬単価では生産性や工賃を向上させていくための取り組みや人員配置、人材確保が難しい状況にあります。

**【要望事項】**

就労継続支援 B 型事業の支援では、それぞれに固有な生産活動において、多様で柔軟な実践が必要となり、利用者の参加の在り方についてもさまざまなケースに対応することで福祉的就労支援の場となっています。現状の報酬では、そのような環境を維持し、人員や人材を確保していくための費用を捻出することが難しい状況であり、支援の質や生産性の向上のためには、より安定的な事業運営の基盤が必要と思われます。就労支援の実態や利用者の現状を踏まえた現行報酬制度の見直しと基本報酬の引き上げをお願いします。

**【項目】**

食事提供体制加算について恒久的制度として位置付けの継続した実施について

**【現状】**

食事提供体制加算は、平成 27 年度の報酬改定により、42 単位から 30 単位へ減額されました。当会会員の施設(通所施設)で、昼食を提供している事業所ではこの 30 単位を全て人件費にあて、昼食代からこの額を引いた残りを利用者が負担しており、減額前より利用者の負担は増えている事業所があるのが実情です。また、事業所では、減額になったことで1食当たりの食費の単価を変更し、食材費の単価を下げて対応しようとしたところ、委託業者から難しいと言われたためやむなく値上げし、その分は利用者負担となってしまうという状況です。事業所へ通所している家族の中には生活保護者や母子家族など経済的に苦しい世帯などもあることから、利用者負担をこれ以上に増やせない状況にあります。

**【課題】**

- 食事体制加算が新たな見直し時に廃止又は単価数が減額されることで、利用者負担が増える事に繋がります。
- 利用者負担が増えることで、施設の利用抑制(通所日数を減らす)につながります。
- 利用者負担を増額しないで、事業所が自前で提供した場合は事業所の経営を圧迫することに繋がります。

**【要望事項】**

食事は生活の基本であり、栄養バランスの取れた食事をとることで健康管理や日常生活の管理にも繋がるものであります。施設や事業所では利用者の状況に合わせた食事提供がおこなわれており、これは支援の一つでもあります。また、家族も施設で提供される食事が栄養面や健康面に配慮されていることで、安心して通所させられる事にもなっています。

こうしたことから、食事提供体制加算については恒久的な制度として位置付け、継続していただくことをお願い致します。

**【項目】**

福祉人材確保・処遇改善について

**【課題】**

障害福祉の現場では人材不足が深刻化しており、人材を確保するため職員の処遇改善が必要です。加算率が、高齢者と差がついており、障害者分野も更なる引き上げが見込めない場合は、人材の確保が困難となり、人材不足がさらに悪化すると懸念しています。

また、障害福祉サービスを持続可能な制度にするためには、障害福祉に従事する者が熱意を持って長く働くことのできる職場環境の確保とそのための処遇改善が優秀な人材の確保・定着のために重要だと考えます。

**【要望事項】**

障害福祉サービス事業所と他業種平均との給与格差是正などを行い、若者や学生に選ばれるような魅力のある業界になるため報酬上の評価をお願い致します。

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会から  
宮城県への要望

**【項目】**

災害時の要援護者避難支援プランについて

**【現状】**

視覚障害者への災害避難や防災については、地域に於いて平常時に要援護者情報を収集し、災害時に活用することが不可欠です。しかし、視覚障害者の地域居住者人数が少ないことから、そのニーズの把握が困難なのが実態です。

**【課題】**

各市町村に対し、災害時要援護者避難支援プラン（全体・個別）が速やかに策定され、その内容が地域の町内会等で決められる災害避難計画、及び防災に関する社会システムとして構築されることが課題となっています。

**【要望事項】**

平常時から要支援者である視覚障害者の情報収集を進め、市町村においては収集された情報を生かして災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定し、災害非常時の実態、及び関連機関への啓発指導や連携を要望します。

また、避難・防災訓練に際しては、要支援者が進んで参加出来るような計画策定や広報の告知方法の検討を要望します。

## 【項目】

復興に於ける都市整備，外出支援について

## 【現状】

震災から8年が経過し，復興が進んできています。復興が進むということは，以前の街並みが変わるということでもあり，視覚障害者（特に高齢者）にとって，新たなメンタルマップを描き単独歩行を行うことは非常に難しいものがあります。また，被災したことにより転居を余儀なくされた方もいます。

このような事により，外出することを控える視覚障害者が増えています。また，転居した方は慣れない土地での移動には更なる不安を覚え，外出を控える傾向があります。

そして，視覚障害者の外出支援においては欠かすことの出来ない存在であるガイドヘルパーは被災により他の市町村に転居する方が多く外出に関する支援環境が劣化の一途を辿っています。

このような移動支援に関する環境の変化は，視覚障害者の移動を制限しているほかに視覚障害者自身にストレスを与え，心と体の健康に悪影響を及ぼしています。

## 【課題】

復興に於ける都市整備及び視覚障害者の外出支援は，人にやさしい街づくりの観点と全国のモデル的視点に立った上で，視覚障害者に配慮した環境整備が必要です。

## 【要望事項】

音声信号機や点字ブロック敷設などの視覚障害者が移動しやすい都市整備を行なうことや，ガイドヘルパーの人材確保と配慮の行き届いた外出支援体制を構築する事を，地域に住む視覚障害者の実情に合わせながら環境整備が行われることを要望します。

**【項目】**

福祉有償運送制度における外出支援について

**【現状】**

私たち視覚障害者は、移動困難者であり、外出困難者でもあります。市町村合併による行政区の広域化が図られたにも関わらず、過疎地・中山間地に於ける路線バスの廃止、震災によるJRの代替輸送など外出環境が悪化しています。

**【課題】**

福祉有償運送制度は視覚障害者にとって制度趣旨に沿った活用がしにくい現状があります。よって、視覚障害者の社会的自立や社会参加の福祉支援の観点から、震災復興特別特区や福祉モデルとして外出支援が容易に活用できる制度への見直しが必要です。

**【要望事項】**

現状の交通環境を補うためには、同行支援・移動支援などの福祉サービスと福祉有償運送の複合活用が私たちの外出支援には不可欠な現状です。早急に全面もしくは被災地に於いて福祉有償運送制度が容易に活用出来るよう要望します。

宮城県精神障がい者家族連合会から  
宮城県への要望

**【項目】**

精神障害者も身体・知的障害者と同等に J R, バスなど交通運賃割引制度の適用を求める運動について

**【現状】**

精神保健福祉手帳を所持している精神障害者は、医療機関の受診やデイサービス、就労支援通所、買い物等に利用する公共交通運賃の適用割引から除外されており、日常生活に支障が生じている。

**【課題】**

障害者基本法の改正を受けて、平成 28 年から全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）が中心となり、身体障害者、知的障害者と同等の交通運賃割引適用を求め、全国の家族会が 62 万筆の署名を集め、国会へ請願を行なった。また、32 都道府県会議で「他障害同等の交通運賃割引の実現を求める意見書」が採択されている。

現在、都道府県出身の国会議員を經由して運動を継続しているが、財政難を理由 J R 各社は、割引実施に応じていない。

**【要望事項】**

精神障害者も身体障害者、知的障害者と同等に J R, バスなど交通運賃割引制度適用を求める運動に支援、助力をいただきたい。

## 【項目】

「心の病，精神疾患」を学ぶ「心の病学習会」開催における支援について

## 【現状】

躁うつ病や統合失調症など「心の病」で医療機関を受診している人は全国で 300 万人から 400 万人と推計されています。

また，厚生労働省の調査で 40 代から 60 代のひきこもり人数は，60 万人とされています。

親や当事者の高齢化による「8050 問題」や社会を揺るがす痛ましい事件，家族間の殺傷事件が頻繁に発生しています。

## 【課題】

「心の病」は思春期から成人に至る若い時期に発症する疾患です。昭和 52 年以降，日本の義務教育の保健体育の教科書から「心の病，精神疾患」についての記述が削除され，40 代前の若者は，精神疾患を学んでいない。精神疾患を知らないことによる病気への偏見や不安，恐怖心から精神科のハードルが高く，受診まで長い時間を要しています。

## 【要望事項】

専門家は，「統合失調症は，発症から 5 年間の治療がその後を決める。早く気づき専門機関を受診することが大事」と話しています。

宮家連は，「心の病，精神疾患」を学ぶ機会を設け，知識を持つことが大切と考え，市町の保健福祉課，精神科医師と連携，協力し，市民（中学・高校生の親，ひきこもりの親）と支援者（民生児童委員，包括支援センター職員）を対象に「心の病学習会」を企画しています。学習会の開催にご支援と助成をお願いします。

公益社団法人認知症の人と家族の会  
宮城県支部から宮城県への要望

**【項目】**

障がい者トイレなどの設置見直しについて

**【現状】**

障がい者トイレ利用者の声として不便さ、違和感が生じたとのこと、改善をお願いします。

**【課題】**

県民会館などの障がい者用トイレは、男性トイレの更に奥に位置し、異性介助者が一緒の場合、利用が躊躇されます。このような公営施設は他にも存在すると思われま

**【要望事項】**

障がい者用トイレの位置は建物奥ではなく、手前に設置して欲しいです。またトイレ内レイアウトも男女専用より手前側へお願いします。トイレ内に介助者用椅子（パイプ椅子可）があると便利です（各関係機関への周知を希望します）。

**【項目】**

認知症サポーター養成講座の強化について

**【現状】**

県や市，警察関連の方々，また街の商店・スーパー販売員の方々に認知症サポーター養成講座の更なる受講を要望します。

**【課題】**

認知症の方が行政（役所）の届出窓口，派出所，スーパー店舗などで意思疎通がスムーズに図れないことがあるとの相談が入りました。

**【要望事項】**

残念ですが現況では、まだまだ認知症への無理解のためか、行政など各種窓口，スーパーなど多くの場面でのトラブルが否めません。多くの方に認知症を理解していただきたく，認知症サポーター養成講座の開催頻度を多くすることを望みます。多方面でオレンジリング（サポーター養成講座受講の証）を付けた方が多くなることを切望します。

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会から  
宮城県への要望

## 【項目】

児童館への理解と、児童館職員の処遇改善について

## 【現状】

- ① 児童館は、児童福祉法に定められた児童福祉施設の中で、唯一0歳から18歳未満までの全児童を対象に身近に寄り添い、その健康を増進する施設です。しかし、行政側にその存在や活動、意義が十分理解されていると言えない状況があります。
- ② 児童館ガイドラインにあるとおり、児童館職員は遊びの指導や生活の支援をとおして、子どもの心身の健康を増進し情操を豊かにする任を持っています。また、この指導技術を充実するためには経験の積み上げが必要です。児童館職員の待遇は、児童福祉施設の他施設従事者と比べると改善が必要な状況です。市町村間の格差も存在しています。更には、児童館職員の多くがパートタイム等非正規雇用となっています。
- ③ 各自治体における児童健全育成事業に対する考え方や取り組みに違いがあり、市町村間の児童館運営格差も存在しています。県内の児童が等しく享受すべき支援にも格差が生まれている状況です。

## 【課題】

- ① 自治体及びその職員の中には、児童館を小学生のみを対象としている施設であると認識していたり、学童を対象とした保育施設（放課後児童クラブ）と誤解したりしているケースが見受けられ、児童館事業の充実や児童健全育成の推進にとって大きな課題になっています。
- ② 健康増進や情操を豊かにするための指導支援技術が必要であり、経験の積み上げが必要な職種であるにも関わらず、児童館職員が長期にわたって安定的に勤務できる環境など労働環境が整っていないことは、児童館事業の充実や児童健全育成の推進にとって大きな課題です。
- ③ 自治体として全児童を対象とした児童健全育成推進のビジョンを持つことが必要です。自治体間において情報や課題を確認し共有する機会や相談支援の機会がないことが、児童館運営の地域格差につながっています。

## 【要望事項】

- ① 県内各自治体を含め行政全体において児童館の存在意義や活動を正しく理解し、地域の貴重な社会資源であることの理解を徹底してください。
- ② 児童館職員の資質向上のためにも、待遇改善や労働環境の整備を、県として各自治体に働きかけてください。また、処遇改善の県内一律実施へ向けて各自治体を指導してください。
- ③ 県内各自治体が児童館事業を含む全児童に対する健全育成事業を企画実施できるよう、指導支援する担当部署を置き、恒常的に児童館関係者や市町村の担当課と情報や課題を共有できるようにして、県内の全児童に対する児童健全育成を推進してください。

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会から  
宮城県への要望

## 【項目】

地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会への支援について

## 【現状】

我が国は、少子高齢化の進展と人口減少社会を迎えている中、地域では、複雑で多様な課題を抱える人々が増加しており、社会保障制度の維持と、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくることが求められています。

このような状況を踏まえ、市町村を中心に官民一体となり、地域包括ケア体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、地域住民、高齢者、障害者等、全ての方々が支え合い、つながって、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組みが進められています。また、改正社会福祉法や「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）」において、身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援すること等が示されていますが、その体制づくりを円滑に進めるためには、市町村社会福祉協議会が関係機関と連携しながら、総合的な相談対応の強化や、包括的な支援体制の構築に積極的に関わっていくことが必要となっています。

## 【課題】

地域共生社会の実現に向けた取組みの推進を図るため、「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」がモデル事業化されましたが、県内では4市町村のみの実施（予定含）に留まっています。また、現在は、国庫補助金（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）を充当していますが、裁量的経費であり、将来に亘って財源が保障されるとは限らない状況です。

さらに、地域共生社会の実現に向けては地域福祉の推進が重要であり、市町村の地域福祉推進の中核機関である市町村社協の役割、活動は極めて重要であります。

しかしながら、組織規模等が異なるとともに、その運営費の財源の多くを市町村からの委託や補助金に依存している現状から、地域の実情に応じた地域福祉コーディネーター等の人員配置や事業展開を図ることが困難な状況にあり、組織体制及び財政基盤の強化は重要な課題となっております。

## 【要望事項】

これらの現状・課題を踏まえて、地域共生社会の実現に向けた活動をより一層推進するため、次のとおり国に対して要望して頂くとともに、県独自の補助事業実施及び市町村への助言を行うよう要望します。

- (1) 市町村社協に包括的支援を担う地域福祉コーディネーターの配置及び福祉活動促進のための各種活動等に対し恒久的な国庫補助が行われるよう制度の創設等について国に対し要望して頂くようお願いいたします。
- (2) 県として、地域共生社会の実現に向けた独自の支援策を講じるとともに、市町村に対して、市町村社協との連携のもと地域福祉活動の活性化を図るため、市町村社協に対する運営費等の財政支援について働き掛けをお願いいたします。

**【項目】**

市町村地域福祉計画の策定促進等について

**【現状】**

改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、計画策定が努力義務化されました。また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日局長通知）」では、生活困窮・権利擁護・虐待等の課題対応や、制度の挟間の問題・相談窓口等、身近な地域で各分野が共通に取り組むべき事項が示されています。

さらに、市町村における包括的な支援体制の構築も努力義務化され、地域生活課題を解決するための体制整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら、計画的に取り組む必要があります。

一方で、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）では、地域福祉の推進を目的に、市町村社協が中心となって、住民や、地域において社会福祉に関する活動を行う各種団体・経営者等が相互に協力し、民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定しております。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、近年では、一体となって策定する市町も現れてきております。

**【課題】**

市町村地域福祉計画について、県内の策定率は62.8%（令和元年7月現在）であり、他都道府県と比較して低い状況となっております。また、市町村における包括的な支援体制や、地域福祉を推進するための具体的な取り組みについては、市町村ごとの方向性が明確となっておらず、計画化されていない状況もあります。

さらに、市町村社協の地域福祉活動計画についても、県内の策定率は60.0%であり、市町村地域福祉計画が策定されていないため策定出来ない状況にあります。

**【要望事項】**

地域共生社会を見据えた地域福祉活動を計画的に進めるため、全庁的な議論を基本とし、全市町村において「市町村地域福祉計画」が策定されるよう、市町村に対し助言願います。

また、策定にあたっては、市町村社協の「地域福祉活動計画」との一体的策定や連携等を図るよう助言して頂き、県内の地域福祉が一層推進されるよう支援をお願いします。

## 【項目】

福祉・介護人材の確保について

## 【現状】

厚生労働省発表の第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数については、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要とされ、2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要があるとされています。

また、公益財団法人介護労働安定センター発表の「平成30年度介護労働実態調査」によれば、介護サービスに従事する従業員の「不足感」については67.2%で、平成25年度以降、5年連続して増加しています。さらに不足している理由として「採用が困難である」が89.1%で、その原因として「同業他社との人材獲得競争が厳しい」が56.2%と高い状況にあります。

日本介護福祉士養成施設協会の公表によれば、平成30年度の養成校への入学者が6,856人（前年比402人減）定員充足率44.2%となっており、福祉系の学校に進学を希望する方々が少なくなっていることに加え、養成施設数も平成25年度から減少を続けており、慢性的な人材不足に拍車がかかっている現状です。

なお、福祉人材の確保・定着に向けた取組として本年10月から介護職員処遇改善加算が拡充され運用が開始されましたが、運用面での課題もあり抜本的な処遇改善のため基本報酬改定による対応が求められています。

## 【課題】

上記現状からも推察出来るように、2025年に向けての人材不足ではなく、現状の課題としてこの人材不足は、サービスの質の低下を招くだけでなく、事業を実施している法人等に対しても多大なる影響を及ぼすものと思われまます。

業種別に見た離職率においても、他の業種と比べて高い値となっていることから、人材確保のための定着支援や離職防止に対する取組が急務です。

## 【要望事項】

これらの現状・課題を踏まえて、今後の福祉情勢を見据えた計画的な人材確保施策を国に強く要望して頂くとともに、県としても具体策を講じるよう下記のとおり要望します。

- (1) 福祉介護人材定着のため、他の業種並みの給与水準が確保されるよう、現行の加算措置による処遇改善措置を改め、介護報酬や障害者自立支援給付費等の基本報酬として組み入れるとともに、さらに柔軟な運用を認めるなど、根本的な改善を要望願います。
- (2) 福祉・介護職員の資質の向上及び有資格者を増やすための県独自の研修助成金制度の創設をお願いします。

- (3) 将来に向けて福祉人材確保を図っていくため、小中学生を対象としたイメージアップを含めた、啓発活動の拡充等について、教育機関、広報部門との連携及び雇用対策との一体的な推進等、県独自の総合的な施策の実施をお願いします。
- (4) 介護福祉士等修学資金について経済的な理由で、福祉への進路を諦めることがないように、償還免除に当たり「福祉関係事業所へ従事期間を3年」とする等の償還要件や借入基準について、緩和措置を国に対して要望していただくとともに、より借入しやすい県独自の貸付制度創設について検討していただくようお願いします。

## 【項目】

大規模災害時における福祉支援体制の整備について

## 【現状】

近年、地震や記録的な集中豪雨等による大規模災害が頻発し、各地に甚大な被害を及ぼしており、被災した高齢者や障害者等の災害時の要配慮者（以下「災害時要配慮者」という。）が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあります。

このため、災害時要配慮者の福祉ニーズに緊急的に且つ的確に対応し、必要な福祉支援を行えるよう、平成29年7月に「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」（以下「協議会」という。）が設立され、災害派遣福祉チームの構築に向け、各種の協議が行われるとともにチーム員養成が行われております。

また、平成30年5月31日付け社援発0531第1号で厚生労働省から「災害時の福祉支援体制の整備について」（以下「厚労省通知」という。）が発出され、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考に福祉支援体制の構築に努めるよう通知されております。

## 【課題】

東日本大震災での課題から、宮城県として早急な体制整備を図るため、ガイドラインに先立ち本会が事務局体制を担う形で任意の協議会が設立され、以後、災害派遣福祉チームの構築に向けた検討等が行われておりますが、今後、発生が予想される大規模災害に的確に対応するため、ガイドラインに沿った事務局体制の整備や費用負担、受援体制の構築などを進める必要があります。

## 【要望事項】

災害発生時における要支援者へのより円滑な対応を行うため、下記項目について、ガイドラインに基づき、県が強力な指導力を発揮して整備等を図るようお願いします。

- (1) ネットワーク事務局について、県災害対策本部との円滑な連携等の促進、さらには協力法人が安心して職員を派遣できるようにするため、県の主導によるガイドラインに沿った事務局体制の整備や受援体制の構築をお願いします。
- (2) 関係団体等からの職員派遣に対する費用負担のあり方について明確にするようお願いします。
- (3) 災害派遣福祉チームの受入が円滑に行われるよう市町村の地域防災計画に明示されるよう市町村に対し指導をお願いします。

## 【項目】

東日本大震災における被災地域支援の継続について

## 【現状】

東日本大震災から8年が経過し、最大で約22,000戸あった応急仮設住宅（プレハブ住宅整備戸数）も入居戸数約80戸（令和元年5月31日宮城県保健福祉部発表）まで減少し、現在は多くの被災者が災害公営住宅や高台防災集団移転地、あるいは自立再建による新たな住宅地での生活を送るようになりました。

これまで、被害の大きかった沿岸被災市町では生活支援相談員やライフサポートアドバイザー等を配置し、残された応急仮設住宅入居者の支援を行いつつ、災害公営住宅など新たな生活環境でのコミュニティ構築、あるいは様々な生活課題を抱える要援護状態にある方々を専門機関へつなぐ取組みを行い、現在も多くの市町では継続して取り組んでいます。

特に新たな生活環境でのコミュニティ構築は、恒久的な住宅に移り今後も地域で支え合って生活していくために非常に重要な取組みです。住民同士の関係構築や自治会等の住民主体の活動が根づくためには時間とその支援に高い専門性が必要であり、行政とともに地域づくりや地域福祉の推進を担う社会福祉協議会として大きな責務を背負っているとと言えます。

## 【課題】

阪神・淡路大震災などこれまでの大規模災害の経過から、災害公営住宅の入居後5年から10年で多数の孤独死や自死が発生し、その背景には社会的孤立が影響しているといわれており、この孤立を防ぐためにも住民同士の交流、支え合い、更には最後の砦となる専門職によるセーフティーネットの体制構築が必要となります。

これらのことから、今後も住民同士が支え合っていけるためのコミュニティ構築の支援と、セーフティーネットを担う専門機関の連携強化が必要であり、その取組みを担う専門性の高い人材の育成が喫緊の課題です。

## 【要望事項】

これらの現状・課題を踏まえて、市町におけるコミュニティ構築支援と専門機関の連携強化、その役割を担うことのできる高い専門性を有した人材を位置づけるための継続した取組みが行えるよう、東日本大震災復興支援期間10年の経過後（令和3年度以降）も財政支援並びに各種の活動支援をお願いします。

**【項目】**

働き方改革関連法の施行に伴う委託費等に係る所要経費の確保及び適正な補助金等の交付等について

**【現状】**

働き方改革関連法の施行に伴い、県社協では令和2年4月から（中小企業は令和3年4月）同一労働同一賃金ガイドラインに基づく取り扱いが必要となっており、有期雇用労働者等の賃金（通勤手当や扶養手当等の一部の手当を含む）については、各種の判例から通常の労働者との均衡のとれた待遇を確保する必要が生じてきています。

**【課題】**

県社協の有期雇用労働者への賃金支給に係る財源については、その大半を宮城県や関係市町村等との契約及び補助金等に依存しているおり、その財源の捻出及び対応に苦慮しております。

また、市町村社協においては、大半が令和3年4月の適用となりますが、有期雇用者等の賃金支給に係る財源については、県社協と同様に市町村等との契約等に財源を依存しており、令和3年度に向けた財源確保が課題となっております。

**【要望事項】**

働き方改革関連法案施行に伴い、対応が必要となる賃金等の経費について、予算を確保するとともに委託契約や補助金等において適切に算定の上、契約又は交付されるよう対応をお願いします。

また、市町村に対し財源確保など適切な対応を行うよう指導助言をお願いします。

## 【項目】

大規模災害時における社会福祉協議会活動（ボランティア活動支援）に対する財政支援について

## 【現状】

近年、記録的な集中豪雨等による大規模災害が頻発し、被災した方々の多くは長期にわたる避難所生活、仮設住宅での不自由な生活が余儀なくされています。

それに伴い被災者の生活再建のため、被災地域のみならず全国から多くのボランティアが駆けつけ被災者支援に従事することが一般的な取組みとなっており、昨年7月に発生した西日本豪雨災害では20万人を超えるボランティアが支援に従事しております。また、今年も九州北部の大雨災害等において多くのボランティアが支援活動を行っております。

西日本豪雨災害に限らず、大規模災害時には、多くのボランティアの力を活かして被災者支援を行うため、被災地域の社会福祉協議会（以下「社協」という。）は市町村行政等と協働で災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）を設置しボランティア活動の調整等を行ってまいりました。また、災害規模が大きくなるに従い、災害VC設置が長期におよび、その運営については、当該社協だけでは困難な事から、全国の都道府県社協や市町村社協からの職員派遣に依ることとなります。

被災地域の都道府県社協についても当該市町村社協災害VCの運営支援を始め運営支援者派遣要請に向けた域内調整などの対応を行っており、昨年の西日本豪雨災害に当たっても、その要請に基づき、本県から仙台市社協、石巻市社協など11社協及び宮城県社協から述べ37人の職員を派遣しております。

## 【課題】

災害VC運営支援に従事する職員の派遣費用等については、これまで災害救助法による支弁の対象外とされており、また、明確な財政支援制度が存在していないため、関係団体の独自財源により対応する必要がありました。このため、昨年は、生活福祉資金の原資を取り崩すことで対応しましたが、今後、この特例対応は、できなくなることが想定されております。

## 【要望事項】

このような状況を踏まえ、今後も発生するであろう大規模災害時の社協による被災者へのボランティア活動支援を円滑に実施するため、社協職員の必要経費のみならず、社協による災害VC被災者支援が一般化している現状により、災害救助法等に基づく対象とするなど公的責任による財政支援対象とするよう国に対し要望願います。

**【項目】**

大規模災害時の生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置の見直しについて

**【現状】**

平成23年東日本大震災時に、厚生労働省社会・援護局長の通知に基づき、被災地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金特例貸付を行っております。（貸付実績：40,252件、5,682,222千円）本特例貸付は、最終償還期限から約5年が経過しておりますが、平成31年3月末現在の未償還額が約17億8,600万円（約16,000件）と多額にのぼっております。また、償還期限後に発生する延滞利子は、年率10.75%であることから、償還期限後約5年が経過し、元金の未償還額に対する延滞利子見込額が、元金の約5割に達するなど高額となっております。

**【課題】**

緊急小口資金特例貸付の貸付対象は、低所得者に限らず被災地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯となっておりますが、その後の償還指導等を行った世帯の状況等を鑑みれば、生活困窮世帯が借受人の相当数の割合を占めていることや、住居や職場の被災により生活再建を図るためには相当の年数がかかることから、期限内での返済が難しく多額の未償還額が発生する要因となっております。

また、延滞利子については、震災の混乱の中、説明が十分に出来なかった状況もあり、延滞利子が発生することに納得しない借受人は多く、延滞利子見込額も高額となってきていることから、その後の元金の償還に繋がらなくなる場合や、元金を完済したとしても延滞利子を償還しない借受人が多くなっています。

このため、県社協では、未収金等の縮減を図るため、外部委員を含めた未収金縮減対策会議を設置し、特に緊急小口資金特例貸付の償還対策を実施しておりますが、これまでの状況から劇的な改善は見込まれない状況となっております。

**【要望事項】**

上記の現状・課題のとおり、大規模災害時の緊急小口資金特例貸付は、償還期限内の償還が難しい借受人が多く見込まれること、また、被災者の負担軽減を図る観点から通常の貸付と同様の延滞利子の徴収は適当でないと考えております。

このことから、大規模災害時の緊急小口資金特例貸付の取扱いに当たっては、被災者の生活再建と貸付元金の償還促進を図るため借受人の状況に応じた柔軟な延滞利子の免除や通常よりも低利の延滞利子を適用するなどの特例措置の見直しを国に対して要望していただきますようお願いいたします。

また、緊急小口資金の未収金縮減に係わる検討会議等へ参画していただくなど、償還の改善に向けた方策への御支援・御協力をお願いします。

**【項目】**

日常生活自立支援事業の制度の見直しと財源確保について

**【現状】**

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方の地域における自立生活の支援及び権利擁護を目的としています。本事業の実施主体は、国の「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」において各都道府県・指定都市社会福祉協議会とされ、市町村域の基幹的社会福祉協議会等へ委託するなどして実施することとされています。宮城県においては、宮城県社会福祉協議会が実施主体となり直接事業を進めてまいりましたが、一部基幹的社協へ事業委託を進め実施しています。財源については、都道府県・指定都市の予算額の2分の1を国が補助する形になっています。

**【課題】**

現在の事業展開は、県内全7圏域のうち4圏域を基幹的社協へ委託する形で行っております。財源については、事業開始以来、直営方式ということもあり事業費の全額（一部利用料収入を除く）を補助対象経費として補助金の交付を受けておりますが、平成27年度から新たな国庫補助基準額が設定され、この新たな国庫補助基準額では、事業の実施に要する費用の2分の1程度の補助額となることから、宮城県社会福祉協議会が実施主体として本事業を継続していくことは極めて厳しい状況となっています。（平成30年度までは、県から国に対し個別協議をしていただき、事業費の全額を補助金として確保していただいています。）

**【要望事項】**

日常生活自立支援事業の対象者などが地域の中で自立した生活を送れるよう支援するためには、「地域包括ケア」として、成年後見制度への移行や権利侵害等への対応など、身近な地域における重層的な支援システムが必要と考えられるため以下のとおり要望します。

- (1) 本事業は、利用者である住民にとってより身近な、市町村の責務において体制整備されることが不可欠であることから、国に対し、国の責任において実施主体を市町村へ移管し、それに見合ったきめ細かな財源を措置していただくよう要望をお願いします。
- (2) 新たな国庫補助基準額では、事業継続のために必要な職員配置が出来ず、事業の継続は極めて困難となり県民の福祉の低下は免れません。今後の事業財源に関して、継続的な安定運営や個別支援における更なる質の向上を図るため、国庫補助制度の見直しについて国に対し要望をお願いします。
- (3) 併せて事業継続に必要な県独自の施策の実施についてお願いします。